

鹿児島市立病院医事業務委託に係る
企画提案競技実施要領

令和6年9月

鹿児島市立病院医事情報課

1 目的等

鹿児島市立病院の医事業務等を迅速かつ正確に行うことを目的に、医事業務等を委託する事業者を「企画提案競技」により選定するため、必要な条件・手続等について定める。

応募者は、本実施要領等の内容を踏まえ、企画提案書及び関連書類を提出するものとする。なお、この実施要領と併せて配布する仕様書、その他の書類等を一体のものとし、これら全てを併せて、以下、「実施要領等」という。

2 業務概要

(1) 業務名称

鹿児島市立病院医事業務委託

(2) 業務の内容

別紙「医事業務委託契約に係る仕様書」参照

(3) 業務場所

鹿児島市上荒田町37番1号 鹿児島市立病院

(4) 契約期間

契約締結日 から 令和11年3月31日 まで

(5) 準備期間

契約締結日 から 令和7年3月31日 まで

(6) 提案上限額

1, 397, 456, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、選定後に受託候補者と見積もり合わせを行う。

3 業者選定方法

公募型プロポーザル方式（単独の業者からの提案に限るものとし、共同企業体からの参加申し出は除く）とする。

提案審査（プレゼンテーション形式）の参加にあたっては、事前の参加申込書、企画提案書及び当院指定の添付書類等（以下「申請書等」という。）の提出を求め、4の参加資格を審査し、提出された提案書等の審査並びにプレゼンテーション結果をもとに、「鹿児島市立病院医事業務委託契約業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）にて、受託候補者を選定する。

4 企画提案競技参加資格要件

以下の要件をすべて満たすものとする。なお、本要領「6参加申込書等の提出」に定める提出書類のほか、応募要件を満たしていることが確認できる資料の提出を求める場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 法人等を設立して5年以上経過しており、財政状況、損益状況及び賃金状況が良好であること。
- (3) 鹿児島市に主たる事業所又は営業所等を有する法人であること。
- (4) 令和2年度以降において、400床以上の電子カルテを導入しているDPC対象病院と、1年以上継続した医事業務委託の契約実績を有すること。
- (5) 本企画提案において、参加者または構成員として、複数の参加申込をしていないこと。
- (6) この告示の日（以下「告示日」という。）以後において、鹿児島市立病院又は鹿児島市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (7) 告示日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (8) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (9) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (10) 納期の到来している鹿児島市税、消費税及び地方消費税を完納していること。

5 スケジュール等

企画提案競技への参加を希望する場合は、別途様式による申請書等を指定期間中に提出しなければならない。主な日程は下記のとおりである。

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 本実施要領の交付開始 | 令和6年 9月 5日（木） |
| (2) 質問受付期限（参加資格） | 令和6年 9月10日（火） |
| (3) 質問の回答 | 令和6年 9月13日（金） |
| (4) 参加申込書等の提出期限 | 令和6年 9月20日（金） |
| (5) 参加資格者決定、通知発送 | 令和6年10月 2日（水） |
| (6) 現地見学会 | 令和6年10月 9日（水）、10日（木） |
| (7) 質問受付期限（提案書） | 令和6年10月16日（水） |
| (8) 質問の回答 | 令和6年10月21日（月） |
| (9) 提案書等の提出期限 | 令和6年10月31日（木） |
| (10) プレゼンテーション審査 | 令和6年11月25日（月） |
| (11) 選定結果通知 | 令和6年12月 9日（月） |

※日程については、当院の都合で変更する場合がある。

6 参加申込書等の提出

- (1) （様式1）参加申込書（業務名：鹿児島市立病院医事業務委託）
- (2) （様式2）会社概要書

(3) 法人関係資料

- ① 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※写し可
- ② 会社定款
- ③ 印鑑証明書又は委任状兼使用印鑑届（様式3）
- ④ 市税納税証明書 ※写し可
- ⑤ 「消費税及び地方消費税」納税証明書（未納税額がないことを証明するもの（納税証明書その3またはその3の3） ※写し可
- ⑥ 直近3か年の決算書の写し（財務諸表等）

(4) 書類の作成方法

- ① (1)から(3)の書類をA4判ファイルに順にとじ、表紙及び背表紙に法人名等を記入し、提出すること。
- ② 参加申込書（様式1）及び会社概要書（様式2）は提出日現在の内容を記入し、押印の部分については必ず実印を使用することとし、証明書類は証明年月日が提出前3か月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものとする。
- ③ 資格要件を満たさない者が提出した参加申込書、資格要件等について虚偽の報告が判明した申込書及び提出書類に不実記載等があった場合等は受理しない。

(5) 提出期限

令和6年9月20日（金）午後5時15分まで（期限厳守、郵送の場合は必着）

(6) 提出部数

1部

(7) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※直接持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

※郵送の場合は、封筒の表面に「鹿児島市立病院医事業務委託」及び「参加申込書在中」を明記すること。

(8) 参加決定通知

企画提案競技参加資格は、提出された書面により審査し、その結果は令和6年10月2日（水）を目途に書面にて個別に通知を発送する。

(9) 交付場所、提出場所及び問い合わせ先

〒890-8760

鹿児島市上荒田町37番1号

鹿児島市立病院医事情報課医事係（1階）

電話：099-230-7021 内線2171

FAX：099-230-7025

電子メール：hpiji-iji@city.kagoshima.lg.jp

(10) 辞退

参加申込後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式4）を上記(5)の提出期限までに

提出すること。

7 企画提案書等の提出

(1) 企画提案項目について

企画提案書の作成に当たっては、別添「医事業務委託契約に係る仕様書」を参照し、下記項目の順序・構成で作成する。

- ① (様式5) 企画提案書(業務名:鹿児島市立病院医事業務委託)
- ② (様式5-1) 診療報酬請求に関する提案能力
- ③ (様式5-2) DPC分析業務に関する対応
- ④ (様式5-3) 業務実績
- ⑤ (様式5-4) 配置者予定及びスタッフの研修体制
- ⑥ (様式5-5) 緊急時の対応
- ⑦ (様式5-6) 患者サービスの向上
- ⑧ (様式5-7) 管理責任者の役割
- ⑨ (様式5-8) その他医事業務の提案
- ⑩ (様式5-9) 医事業務委託見積
- ⑪ 従業者配置計画(任意様式)
- ⑫ コンプライアンス・ポリシー(法令遵守に対する考え方)が記載された書類(任意様式)
- ⑬ プライバシー・ポリシー(個人情報に対する考え方)が記載された書類(任意様式)
- ⑭ 情報セキュリティへの取組が記載された書類(任意様式)
- ⑮ 業務実績(様式5-3)で実績として記載した契約書の写し(任意様式)

(2) 書類の作成方法

- ① 企画提案書の表現については、専門的な知識を有していない者でも理解できるよう、分かりやすいものとする。
- ② 提案事項や実施項目等については、具体的に記載する。(実施方法や時期、数値目標、過去に同様の取組みを行っていた場合はその時の実績等)
- ③ 提案書類はA4縦、横書きとし、文字の大きさ、書体は任意とする。
- ④ イラスト、イメージ図等を使用することはかまわないものとし、図示による書類においては「A4縦、横書き、文字の大きさ」の制限はしないが、できるだけ簡潔にし、インデックスを付けるなど、分かりやすくする。
- ⑤ A4判ファイルに順にとじ、表紙及び背表紙に法人名等を記入し、提出する。
- ⑥ 企画提案書等を作成するためのサンプルデータ(様式1、Dファイル、EFファイル等)が必要な応募者は、企画提案競技参加決定通知書が届いた後に、サンプルデータ提供依頼書(様式6)にその旨を記載し、電子メールにて申し込むこと。申し込んだ後は、電話にて着信確認を行う。覚書を締結後に、サンプルデータをCD-R等の電子媒体で引き渡すこととする。

なお、サンプルデータは企画提案書を作成するための参考用であり、必ずしも入手

する必要はない。

(3) 留意事項

- ① 提案書類は、1者につき1提案とする。
- ② 企画提案書で提案する事項については、実施可能なものであること。

(4) 提出期限

令和6年10月31日（木）まで（期間厳守、郵送の場合は必着）

(5) 提出部数

- ・(1)の①から⑩までは、正本1部、副本12部
- ・(1)の⑪から⑮までは、正本1部、副本1部
(副本には、提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。)
- ・(1)の①～⑩については、CD-R等電子媒体に保存した電子データも1部提出すること。

(6) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※直接持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

※郵送の場合は、封筒の表面に「鹿児島市立病院医事業務委託」及び「企画提案書在中」を明記すること。

(7) 交付場所、提出場所及び問い合わせ先

「6(9) 交付場所、提出場所及び問い合わせ先」に同じ

(8) 辞退

参加決定通知後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式4）を上記(4)の提出期限までに提出すること。

8 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の提出後は記載された内容の変更を認めない。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 提出された企画提案書等（複製を含む）は、本企画提案競技の目的以外には使用しない。ただし、受託候補者に選定された申請者の申請書類については、当院が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用出来るものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、鹿児島市情報公開条例（平成13年3月23日 条例第14号）に基づく公文書公開請求により公開する場合がある。

9 質問及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、所定の質問書（様式7）により電子メールにて提出し、電子メール送信後、電話にて着信確認を行うこと。なお、口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問受付期限

- ① 参加資格関連 令和6年 9月10日（火）午後5時15分まで
- ② 企画提案書関連 令和6年10月16日（水）午後5時15分まで

(3) 質問に対する回答

参加資格に関する質問内容とその回答は令和6年9月13日（金）までに、企画提案書に関する質問内容とその回答は令和6年10月21日（月）までに、質問者を伏せた形で随時ホームページに掲載する。

ただし、質問の内容によって本企画提案競技による業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。

また、質問に対する回答はこの実施要領の追加または補正とみなす。

10 現地見学会

現地見学会参加を希望する場合は、現地見学会参加申込書（様式8）を提出すること。

(1) 開催日時

令和6年10月 9日（水） 9時～11時
令和6年10月10日（木）14時～16時

(2) 参加方法

令和6年10月4日（金）までに所定の現地見学会参加申込書（様式8）により、電子メールにて提出し、電子メール送信後、電話にて着信確認を行うこと。

現地見学会の参加申込書の様式は、鹿児島市立病院ホームページで入手すること。

- (3) 参加申込が無い場合は中止とする。
- (4) 現地見学会での質問は受け付けない。

11 委託業者の審査及び選定

(1) 審査及び選定の対象者

4の参加資格要件を満たす者について、企画提案書の書面審査及びプレゼンテーションの上、評価項目ごとの評点を合計し、最高得点者を選定する。

(2) 選定委員会の設置

提案書等を審査するため選定委員会を設置する。

(3) プレゼンテーションの実施

- ① 実施時期は、令和6年11月25日（月）を予定し、詳細な日程や場所については、有効な申請をした申請者に対して別途通知する。
- ② プレゼンテーションの実施時間は、1者につき40分（説明25分、質疑応答10分、準備撤収5分）を目途とする。
- ③ 説明は提出した企画提案書を中心とし、内容を逸脱しないこと。また、パワーポ

イント等を用いた資料を別途作成してプレゼンテーションに用いても構わないが、追加資料は配布できない。

(4) プレゼンテーションへの出席者

本委託業務を担当する予定の業務管理責任者及び業務管理者が必ず出席し、プレゼンテーションに関する全体の進行を行うこと。また出席人数は3名以内とする。

(5) 審査方法

選定委員会において、提出された企画提案書等並びにプレゼンテーションを審査し、受託候補者を選定する。

(6) 審査の項目、配点（書類審査、計200点）

NO	評価項目		配点
1	提案者（会社）の経営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施可能な経営状況や規模か ・同種の業務について、十分な能力を有しているか 	10点
2	提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容を十分把握しているか ・各業務の実施に当たっての考え方、作業内容、手順等が具体的かつ有用か ・公立病院としての特性を踏まえるとともに、経済性も配慮した提案が期待できるか 	80点
3	業務実績	<p>「同規模病院での包括的業務の実績」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可病床400床以上のDPC対象病院において、診療報酬請求業務及び窓口業務を一括で受託している病院数等を評価 	10点
4	良質なスタッフの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・業務リーダーの医療事務業務に関する経験年数を評価 ・診療情報管理士の資格を持つ業務従事者の配置を評価 ・研修体制を評価 ・管理体制（命令系統の体系図） 	40点
5	見積金額	<p>「価格設定」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合理的な手法による価格設定を評価 	60点
	合計		200点

(7) 審査の項目、配点（プレゼンテーション審査、計200点）

NO	評価項目		配点
1	診療報酬請求に関する提案能力 (様式5-1)	「請求漏れ及び査定対応並びに診療報酬改定への対応」 <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬請求の精度向上の取組み ・査定の分析・対策に効果的な仕組みや工夫がみられるか ・診療報酬改定などに伴う病院収入の増加につながる情報提供 ・再審査請求の対応 ・未収への対応 ・過誤請求への対応 ・システム更新時のサポート ・医事マスターの更新 	40点
2	DPC分析業務に関する対応 (様式5-2)	「的確な診療情報統計作成」 <ul style="list-style-type: none"> ・診療情報管理士の配置、確保 ・DPCデータに基づく経営方針へのデータ提供 ・DPC特定病院群等、他病院とのデータ比較 ・臨床指標に基づくカルテ内容精査 ・DPCコーディング精度向上への取組み 上記の項目について効果的な提案を評価	40点
3	良質なスタッフの確保 (様式5-4)	「良質なスタッフの確保」 <ul style="list-style-type: none"> ・業務リーダーとして配置する者の医療事務業務に関する経験年数を評価 ・診療情報管理士の資格を持つ業務従事者（入院診療報酬請求関係業務リーダーを除く）の配置を評価 「スタッフの研修体制」 <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬請求を含む業務についての人員配置、研修体制の効果的な工夫がみられるかを評価 ・個人情報保護法及び各種医療事務関係法令を順守するための研修体制の効果的な工夫がみられるかを評価 ・接遇やチーム医療を行う上のコミュニケーションの取り方等についての研修体制の効果的な工夫がみられるかを評価 ・管理体制（命令系統の体系図） 	40点

4	緊急時の対応 (様式5-5)	「緊急時の対応」 ・他の受託病院（病院規模は問わない）での災害等の緊急事態の対応実績 ・当院での業務を受託した場合、今後災害等が発生したときの対応体制を評価	10点
5	患者サービスの向上 (様式5-6)	・患者サービス向上に関する考え方・取組を評価 ・クレーム対応の考え方、取組などの対応体制を評価	20点
6	管理責任者の役割 (様式5-7)	・業務指導、監査体制を評価 ・スタッフと当院の医師や看護師等とのコミュニケーションの取り方や連携体制を評価 ・スタッフが休暇を取った時や、退職時の対応 ・精算機、再来受付機その他のマシントラブル時における対応	10点
7	その他医事業務の提案 (様式5-8)	・当院の病院経営に寄与する具体的な提案 ・仕様書に記載のない、その他医事業務などに対する提案を評価 ・業者引継の対応	40点
	合計		200点

1.2 選定結果の通知

選定結果は、審査後、企画提案書を提出した者全員に文書で通知する。各評価項目の点数及び評価点を算出するための計算式は公表しないものとし、選定経過や結果に対する異議は受け付けない。

なお、令和6年12月9日(月)を目途に通知する。

1.3 準備期間について

受託者として決定した日から令和7年3月31日までの期間は、本委託業務の履行に係る準備期間とし、この間における本委託業務に係る準備は受託者の責任と負担により行うものとし、これに係る委託料は一切発生しないものとする。

1.4 その他

- (1) 本提案において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 提案に要する費用は、すべて各提案者の負担とする。
- (3) 本業務を委託する相手方の決定については、選定された受託候補者を優先交渉先と

して当院の内部手続きを経た上で決定されるので、受託候補者の選定をもって本業務を委託する相手方を決定するものではない。

- (4) 緊急やむを得ない理由等により、本企画提案競技を実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取消すことがある。

なお、この場合において、本企画提案競技に要した費用を当院に請求することはできない。

- (5) 参加申込者は、企画提案競技の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (6) 企画提案者の失格条項について、次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ① 企画提案競技への参加に関する提出書類（以下「提案書等」という。）の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合
- ② 企画提案に参加する資格要件を欠く場合又は企画提案競技までの間に当該資格要件をみたさなくなった場合
- ③ 提案書等が不足する場合
- ④ 提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- ⑤ 見積金額が、提案上限額（1,397,456,000円）を超える者
- ⑥ 提案書等が告示及び実施要領に記載のある必要事項を満たしていない場合
- ⑦ 実施要領に定められた以外の方法により、関係者に企画提案に対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- ⑧ その他実施要領の規定に違反した場合